

令和2年度答申第12号
令和2年5月14日

諮問番号 令和2年度諮問第6号（令和2年4月20日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府

が弁済する旨規定する。

(2) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）12条1号、13条1号及び12条1号へは、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかったものが未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

(3) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号）4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、平成29年9月10日、退職した。

（証明書）

(2) 本件会社は、平成30年3月9日、破産手続開始の決定を受けた。

（開始決定）

(3) 審査請求人は、平成31年1月8日、支払期日平成29年3月10日以降の定期賃金50万円のうち、支払われた額は各月19万円であり、各月31万円が未払となっているとして、処分庁に対し、未払賃金の合計額が217万円であること等の確認を求める本件確認申請を行った。

（確認申請書）

(4) 処分庁は、平成31年3月28日付けで、本件確認申請に対し、「労働条件の変更により賃金が引き下げられており、未払賃金が認められない」との理由により、本件不確認処分を行った。

（不確認通知書）

(5) 審査請求人は、令和元年6月28日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和2年4月20日、当審査会に対し、本件不確認処分は取り消されるべきである(ただし、未払賃金を計算するに当たっては月額37万円を元として計算する)として諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

確認申請した未払賃金の額は当然支払われる対象と理解している。労働条件等が変更されていないにもかかわらず賃金が68パーセント減額されており、賃金をカットする場合には本人の承諾が必要である。

(審査請求書)

5 処分庁の主張の要旨

審査請求人が本件会社の経営状況が良くないことを理解し一時的な賃金引下げには納得していたこと、退職するまでの3年以上の間減額された賃金を受領し続けその都度異議を申し立てなかったこと、労働基準監督署にも指導を求める申告を行っていなかったこと、破産管財人から未払賃金の証明書を受領した時点で異議を申し立てなかったことから、経営状況が好転した際には元の条件に戻すことを前提とした黙示の合意の下での労働条件の変更であったと解され、賃金が減額されているので、審査請求人が申し立てる減額された賃金は未払賃金として確認することはできない。

(弁明書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 審査請求人は、取締役辞任届に本日をもって取締役を辞任し今後は従業員として勤務する旨を記載していることから、その提出日である平成26年3月25日の翌日から労働者として勤務を開始したと判断できるが、労働者としての契約書は存在しない。
- 2 処分庁は上記第1の5のとおり主張するが、審査請求人が労働条件の変更に合意したことを立証する客観的資料は認められず、事業主及び審査請求人の聴取書においても両者は労働条件の変更について合意に至っていなかったことを認めている。
- 3 処分庁が主張する黙示の合意について、裁判例(東京地裁平成12年1月31日判決(アーク証券事件)及び東京地裁平成24年2月27日判決(NEX

X事件)) を踏まえると、賃金額の引下げについて、事業主と審査請求人の自由な意思に基づく同意があったと認めるに足る合理的理由が客観的に存在していないことから、労働条件の変更は行われていないと判断することが妥当である。

4 審査請求人が取締役辞任届に記載した「給与額等は過去の功労に免じて現状維持でご配慮ください。」の意味について、審査請求人は、月額50万円の賃金の支払を求めたものとしているが、事業主は、月額37万円であると認識しており、審査請求人の意思表示が本件会社に伝わっていたことを証明する客観的証拠はない。また、審査請求人の平成26年4月分の賃金として37万円が支払われており、取締役辞任時の賃金の現状は37万円であるため、「現状維持」は月額37万円とすることが妥当である。

5 以上のことから、処分庁が審査請求人の賃金額の引下げは黙示の合意の下に行われた労働条件の変更であり審査請求人に対する未払賃金は存在しないとしたことは妥当とはいえず、立替払の対象期間内に支払期日が到来する未払賃金を計算するに当たっては、両者の合意が客観的に存在している月額37万円を元として計算することが妥当である。

よって、本件審査請求には理由があることから、本件不確認処分を取り消すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件において、審査請求受付がなされたのは令和元年6月28日であるが、当審査会に諮問がなされたのは、令和2年4月20日である。

ところで、審査請求人が、未払賃金立替払の請求をするには、未払賃金額等の確認通知書とともに所定の請求書を独立行政法人労働者健康安全機構に提出する必要がある（賃確則17条1項及び2項）ところ、その提出は破産手続開始決定の日の翌日から起算して2年以内に行わなければならないとされている（同条3項）。本件において、本件会社の破産手続開始決定の日 は平成30年3月9日であるから、審査請求人は令和2年3月9日までに上記請求書を提出しなければならないことになるが、諮問の時点で同期限は既に徒過している。

審理に際しては、上記期限を念頭に置いた上で、手続を計画的かつ迅速に進行させる必要があり、本件においてはかかる配慮がなされたとは考えられず、この点改善が求められる。

(2) 上記(1)で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 審査請求人が労働者として勤務開始した当時の賃金額の認定について

審査請求人は、本件会社に対し、平成26年3月25日付けの取締役辞任届を提出し、以後労働者として勤務するようになったが、賃金等の労働条件を明示した書面は存在しないことから、審査請求人が労働者として勤務を開始した当時、賃金額についていかなる合意があったと認定できるかを検討する。

ア 審査請求人は、平成20年頃から本件会社の取締役として役員報酬を支給されていたが、その金額は当初は月額50万円であったものの、平成25年2月分から40万円、同年9月分からは37万円となっていた。

イ 審査請求人は、上記取締役辞任届に、「給与額等は過去の功労に免じて現状維持でご配慮ください。」と記載し、労働者となって最初に支給された平成26年4月分の定期賃金額は37万円であった。

ウ 審査請求人は、取締役辞任届の上記記載の意味は、取締役就任時の50万円と同じ賃金を支払ってくださいという意味である旨述べている（労働基準監督官作成の平成31年3月11日付け聴取書）が、取締役就任時の金額50万円と上記取締役辞任届に明記したわけでもなく、「現状維持」というのは取締役辞任時との意味と解することも可能であり、本件会社の実質的経営者であった元取締役Qがそのように理解して、審査請求人が取締役を辞任した当時の役員報酬月額37万円を賃金として支払ったのであるから、合意があったと認定できる金額は37万円というほかない。

(2) 賃金減額の合意があったかについて

審査請求人に支払われた賃金は、その後減額されているが、賃金減額の合意があったのかを検討する。

ア 審査請求人に支払われた定期賃金額は、上記のとおり平成26年4月分は37万円であったが、同年5月分からは27万円となり、平成28年11月分は19万円、同年12月分からは16万円となっている。

イ 上記賃金の減額については、Qから審査請求人に対して告げられたが、審査請求人は「Qから賃金カットを言われたが「承諾しない」と申し立てた。」と述べ、Qも「審査請求人は賃金引下げを承諾していなかった。」旨述べている（労働基準監督官作成の平成31年3月11日付け

聴取書及び同月 22 日付け聴取書)。

ウ 処分庁は、賃金減額について黙示の合意があった旨判断しているが、賃金減額については、明示の合意がないのはもとより、上記イ記載のとおり、Q も審査請求人の承諾がないのを認識していたのであるから、黙示の合意があったと評価することもできない。

(3) したがって、本件確認申請期間において審査請求人に支払われるべき賃金は、月額 37 万円であったというべきであり、審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第 2 部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史